

大阪府自動車による食品営業取扱要綱の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

自動車による移動食品営業については、営業所所在地を管轄する自治体ごとに、食品衛生法（以下「法」という。）第 55 条第 1 項の許可（以下「営業許可」という。）が必要なため、大阪府（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の所管区域や他自治体の所管区域にまたがって営業を行う場合は、それぞれの自治体ごとに営業許可を受ける必要があります。

厚生労働省通知（令和元年 12 月 27 日付け生食発 1227 第 2 号）では、自動車による移動食品営業の許可について、「関係都道府県等の間で、同水準の施設基準が確保されており、監視指導の方法、違反判明時の通報体制、行政処分の取扱い等について調整（以下「各種調整」という。）がなされている場合は、営業車の属する主たる固定施設の営業所等所在地を管轄する都道府県知事等のみが営業許可を行う取扱いとして差し支えない」旨が示されています。当該通知を踏まえ、大阪府、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市（以下「大阪府等」という）において、令和 3 年 6 月 1 日に営業許可基準を統一後、協定を締結し、いずれかで営業許可を受けた自動車は、大阪府域全域で営業することを認めています。

このたび、関西広域連合において、自動車による飲食店営業許可基準の共通化に係る指針が決定され、令和 7 年 6 月 1 日から運用が開始されます。これを受けて、大阪府等は、和歌山県及び和歌山市と協定を締結し、大阪府域及び和歌山県域において、いずれかで飲食店営業許可を受けた自動車の営業（ただし、和歌山県内及び和歌山市内では、大阪府等の飲食店営業に付帯的に行う魚介類販売を除く）を認めることとし、大阪府自動車による食品営業取扱要綱について、必要な改正を行います。

2 改正の概要

（1）大阪府自動車による食品営業取扱要綱

ア 大阪府等、和歌山県及び和歌山市（以下「関係自治体」という）で、各種調整内容を書面を取り決めた上で、大阪府以外の関係自治体において飲食店営業許可を受けた自動車について、大阪府の所管する区域で営業することを認める旨の規定を要綱に追加することとします。

イ 上記アの規定の適用は、「関西広域連合域内における自動車による飲食店営業許可基準の共通化に係る指針」に基づき定めた要綱等により、令和 7 年 6 月 1 日以降に営業許可を受けた又は適用基準の変更届等をおこなった自動車による飲食店営業について適用することとします。

ウ その他所要の規定の整備を行います。

3 施行期日

令和 7 年 6 月（予定）